

令和7年度監査等の実施計画について

この計画は、監査・検査・審査（以下「監査等」という。）の業務を効率的・効果的に実施するため、年間の監査等の日程や項目等を明らかにするとともに、監査等が相互に補完し、より一層効果が上がることを目的として、四万十市監査基準第7条第1項の規定に基づき定めるものである。

1 基本方針

令和7年度の予算編成にあたっては、今後の財政収支見通しとして、社会情勢や物価高騰を背景とした経常経費の増加が続くことが予想され、引き続き社会保障関係経費の負担は大きく、公共施設の老朽化対策費用の増加や計画される大型事業などとあいまって、前年度に引き続き収支不足が見込まれ、市財政の環境は厳しさが一層増していく状況にあるとしている。

このため、令和7年度予算は、限られた財源を効率的・効果的に活用するべく事業の厳選を図って編成したとし、職員一人ひとりがコスト意識を高め、創意工夫を凝らし、常に市民の目線に立って、効率的・効果的な予算執行に努めることとしている。

これらの課題及び方向性を踏まえ、本年度の監査等を以下の要領で実施することとする。

2 監査等の種類について

(1) 定期監査：地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項及び第4項

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行なわれているか等について、年1回以上実施するもの。

(2) 行政監査：法第199条第2項

一般行政事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかについて、必要に応じて実施するもの。

(3) 随時監査：法第199条第5項

必要があると認めるときに、定期監査に準じ実施するもの。

(4) 財政援助団体等監査：法第199条第7項

補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を行っているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものについて、必要に応じて実施するもの。

(5) 決算審査：法第233条第2項及び地方公営企業法（以下「公企法」という。）第30条第2項

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行なわれているかどうかについて実施するもの。

(6) 例月現金出納検査：法第235条の2第1項

毎月、会計管理者及び水道・下水道・病院事業の企業出納員の保管する現金（預り金を含む。）及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、出納事務が法令等に則って適正かつ効率的に行われているかどうか等について実施するもの。

(7) 基金運用状況の審査：法第241条第5項

関係書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかについて実施するもの。

- (8) 健全化判断比率審査：地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）第3条第1項

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確に算定され、かつ、適正に作成されているかどうかについて実施するもの。

- (9) 資金不足比率審査：健全化法第22条第1項

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確に算定され、かつ、適正に作成されているかどうかについて実施するもの。

- (10) その他の監査

ア 住民の直接請求に基づく監査：法第75条

イ 議会の請求に基づく監査：法第98条第2項

ウ 市長の要求に基づく監査：法第199条第6項

エ 公金の収納又は支払の事務に関する監査：法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項

オ 住民監査請求に基づく監査：法第242条

カ 市長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査：法第243条の2の8第3項又は公企法第34条

3 実施体制について

全監査委員が実施し、監査事務局の職員がこれを補助する。

4 監査等の年間実施計画

監査等を効率的かつ効果的に実施するため、別紙1のとおり年間の実施計画を定める。

なお、市において特別又は特殊な事務や事業が発生した場合は、その状況により実施日を変更することがある。

5 定期監査について

監査対象及び提出を受ける資料等は、別紙2のとおりとする。

6 例月現金出納検査について

会計管理者及び企業出納員から提出された資料により行う。

- (1) 会計管理者から提出を受ける資料

収支報告書や財務会計収支月計表等、その他検査に必要とする資料

- (2) 企業出納員から提出を受ける資料

月次貸借対照表や月次損益計算書等、その他検査に必要とする資料

監査等の年間実施計画

月	種 別	内 容
4	例月現金出納検査	令和6年度3月分一般・特別・企業会計
5	例月現金出納検査	令和6年度4月分一般・特別会計 令和7年度4月分一般・特別・企業会計
6	決算・基金運用状況審査	令和6年度企業会計決算審査 令和6年度一般・特別会計決算審査・基金運用状況審査
	例月現金出納検査	令和6年度5月分一般・特別会計 令和7年度5月分一般・特別・企業会計
7	決算・基金運用状況審査	令和6年度企業会計決算審査 令和6年度一般・特別会計決算審査・基金運用状況審査
	例月現金出納検査	6月分一般・特別・企業会計
8	決算・基金運用状況審査、 健全化判断比率審査及び資 金不足比率審査	令和6年度一般・特別会計決算審査・基金運用状況審査 令和6年度健全化判断比率審査 令和6年度資金不足比率審査
	例月現金出納検査	7月分一般・特別・企業会計
9	例月現金出納検査	8月分一般・特別・企業会計
10	定期監査事前調査	公営企業会計伝票等検査
	例月現金出納検査	9月分一般・特別・企業会計
11	定期監査事前調査	公営企業会計伝票等検査
	例月現金出納検査	10月分一般・特別・企業会計
12	定期監査	令和7年度定期監査
	例月現金出納検査	11月分一般・特別・企業会計
1	定期監査	令和7年度定期監査
	例月現金出納検査	12月分一般・特別・企業会計
2	定期監査	令和7年度定期監査
	例月現金出納検査	1月分一般・特別・企業会計
3	例月現金出納検査	2月分一般・特別・企業会計
	決算事前審査	棚卸

別紙 2

(1) 監査対象・資料等について

監 査 対 象	全部署
監 査 の 現 在 期 日	令和 7 年 9 月 30 日を基本とする。
事前提出を求める資料	1 調定及び未収金調べ 2 委託料に関する調べ 3 市単工事等執行状況調べ 4 備品購入調べ 5 補助金等の支出に関する調べ ※必要に応じ、上記項目から適宜選択し、又は項目を追加して提出を求めるものとする。

(2) 監査の具体的内容について

項 目	具 体 的 内 容
経 営	事業が経済的・効率的かつ計画的に執行され、機構組織の合理性や経営成績の分析ができているか等
経理事務及び組織	内部牽制・チェック体制は確立され、有効に機能しているか。また、事務処理態勢に改善の余地はないか等
収 入	未収金整理の可否や未収金の原因調査・現金取扱等収入事務の適否等
支 出	違法・不当な支出又は不経済な支出の有無、議会の議決に付すべき事由による支出の適否や予算目的に反する支出はないか等
契 約	契約方法の適否や監督及び検査・検収・立会いは厳正に行われているか、検査の実施時期に遅れはないか、検査調書又は検査（検収）証明書等検査記録は整備されているか。また、各種委託業務及び指定管理者業務の履行は厳正にチェックされているか等
工 事 経 理	計画→設計→積算→契約→施工等、一連の工事経理の適否
検 査 検 収	工事等の検査・検収は適正にできているか。また、検査調書又は検査（検収）証明書等検査記録の整備及び適否等
財産及び物品管理	財産の取得及び処分の適否や財産管理・財産の貸付けの適否、物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか、備品管理は適切か、備品台帳は整備されているか等
補助金の決定等とその方法	補助金・交付金・負担金・貸付金・その他の財政的援助決定は法令等に適合し、補助金等の目的は明確で、かつ、公益上の必要性は充分であるか等
現 地 監 査	監査聴取等により、確認の必要性があると認める場合に実施する。